

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
翌日とする)

目 次

◇規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

青少年に有害な図書類の指定

保険医療機関の指定

保険医療機関の指定の辞退

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業の認可(九件)

入会林野整備計画の適否の決定

都市計画区域の変更

◇選管告示 特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨

規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号⑤を次のように改める。

⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年

法律第二百二十二号)第二十条第八項及び第四十三条の規定に基づく手

数料

附 則

この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中村歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三	昭和六十年一月一日
中村歯科医院	鳥取市扇町三	〃

鳥取県告示第九十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中村歯科医院	鳥取市扇町五	昭和五十九年十二月三十一日

鳥取県告示第九十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告示 番号	種 別	題 号	発 行 記 号 等	類 別
1759	雑誌その他 の刊行物	フットキッス愛液が辻り、恥骨が 軋む	不 明	傑キヤロル出版

鳥取県告示第九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口医院	鳥取市南町四二五	昭和六十年一月十四日
白井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	昭和六十年一月六日
古賀齒科医院	米子市天神町一丁目四八	昭和六十年一月十一日

鳥取県告示第九十八号

次のとおり保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 の 効 力 発 生 年 月 日
高城診療所	倉吉市上福田四八五	昭和六十年一月二十四日

鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の

規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年二月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
船岡町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業阿毘縁地区維持管理）を昭和六十年一月三十一日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業尾田地区区画整理）を昭和六十年一月三十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業加谷地区区画整理）を昭和六十年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（団体営は場整備事業奥富沢地区区画整理）を昭和六十年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業（団体営農道整備事業森坪地区農道整備）を昭和六十年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業庄地区農道整備）を昭和六十年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水） 田代地区区画整理）を昭和六十年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業（単県土地改良事業長和田地区農道整備）を昭和六十年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業丸山地区農道整備）を昭和六十年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九号

倉吉市下田中町一〇六六下田中入会林野整備組合長山榎正から申請のあつた下田中入会林野整備計画については、昭和五十九年十一月十九日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

下田中入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定に基づき、都市計画区域を変更するので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更に係る都市計画区域の名称

岩美都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

追加する部分

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱地先の公有水面

削除する部分

岩美郡岩美町大字田河内、大字陸上字ツン左近、字小床尾、字長谷ノ内片桐中小谷茗荷谷、字長谷ノ内イラガ谷東側、字長谷ノ内イラガ谷西側、字間藤谷口ノ内長左近右側、字長左近左側、字間藤谷口、字間藤谷、

字間藤谷口左側、字間藤谷口谷側、字長谷ノ内橋挽谷奥、字長谷ノ内宇湯上平、字長谷ノ内片桐口、字長谷ノ内片桐、字長谷ノ内古床向、字長谷ノ内古床口、字長谷ノ内小スケ谷下平、字長谷ノ内橋挽谷、字長谷ノ内源三ヶ左近、字長谷ノ内赤松左近、字長谷ノ内高尾、字長谷ノ内高尾口、字長谷ノ内甲ノシロ、字長谷ノ内上甲ノシ谷、字長谷ノ内上ミ平ル左近、字長谷ノ内下モ平ル左近、字長谷ノ内甲ノシ向、字長谷ノ内上甲ノシ谷、字葛ヶ左近ノ内古畑右側横坪奥、字葛ヶ左近ケ内古畑左側横坪奥、字葛ヶ左近南側、字葛ヶ左近ノ内鷹ノスカケ、字葛ヶ左近、字横坪口ノ内輸木谷、字猿々口ノ内假平畑、字假平畑向、字横坪口ノ内長川東側、字甲ノシ、字遠々長口南側、字遠々長口北側、字段平向北側、字横坪奥、字横坪谷、字横坪口ノ内天狗ヶ鼻、字横坪口、字横坪口下モ、字床尾谷ノ内清滝、字床尾谷ノ内飛石、字床尾谷ノ内南側、字堀左近上ミ側、字床尾谷、字床尾谷ノ内古座床、字床尾谷ノ内平ル左近、字山ノ神上ミ、字戸張ノ内東側、字鯛上、字生鯖、字大水無谷山側、字大水無谷、字大水無口、字立曲リ山側、字猪殺、字猪殺口、字猪殺海側、字立曲リ、字立曲リ南側、字大水無谷一ノ谷向側、字大水無谷ノ内灰気谷、字小水無口、字大坂真平、字小水無谷、字大欠向、字奥大坂谷、字中大坂谷東谷奥、字中大坂谷南側、字中大坂谷北側、字中大坂谷西谷口、字中大坂谷西谷奥、字堀左近下モ側、字堀左近ノ内鴨ノシ谷、字大スカフノ内坂ノ谷、字小スカフ東側、字一反谷ノ内ホゼ谷、字佛谷向、字佛谷口東側、字佛谷口、字大猿毛、字小猿毛口、字戸張ノ内猪隠谷、字戸張口、字戸張口奥、字戸張口ノ内北側下タ、字大股、字大欠、字洲河口、字洲河及び字中大坂口、字長谷字下井手谷、字下井手谷奥、字下井手谷口、字上井手谷口、字井手谷口、字上井手谷奥、字上井手谷、字荷茗

谷、字塚平ノ内、字琴井、字琴引口、字琴井手ノ下、字塚平、字中ノ平ル、字入道、字松ヶ谷、字下松ヶ谷、字上松ヶ谷、字萩ヶ谷、字厚平、字菅ヶ谷、字上入道、字入道口、字高田ヶ平ル、字突山、字鐘畑、字鐘畑谷側、字小豆谷、字小豆谷口下、字海士谷、字弥七畑谷、字落岩向、字矢倉尾、字朔ヶ平、字落岩上、字落岩、字神畑尾鼻、字岡森河原、字宮ノ後、字隠谷口、字隠谷、字下広高下、字広高下、字弥六谷、字弥六谷口、字宮戸平、字神畑、字榎田、字畑田、字下岡田、字五斗代、字下弥五谷、字上岡田、字左近田、字上弥五谷河原、字弥五谷平、字弥五谷、字平治郎谷口、字平治郎谷、字下總附、字中總附、字上總附、字總附、字小屋ノ平、字小屋平ル道下、字小屋平尾鼻、字安郷、字小安郷、字安郷北側、字龍頭、字安郷南側、字南萱、字安郷滝奥、字弥長谷及び字蜂ヶ谷並びに大字白地字彦太郎林、字ミイガ谷、字社後山、字社後奥、字社後谷、字社後口、字亀ヶ谷、字下長作、字長作、字上長作、字勘四郎林、字柿ヶ谷、字美濃口、字分篠、字下中苦手、字上ミ中苦毛、字中苦毛川道、字深山口、字柿木田、字天地戸、字赤田、字猪笹、字小ヤナ、字柳ヶ平林、字早稲田、字柳ヶ平、字荒田、字平次郎谷、字高平ラ、字神畑、字大高ハ、字大善方、字零餘子谷、字桐畑、字桐ノ畑谷、字大善方平ラ、字佛谷及び字猪笹奥

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の七第二項の規定による特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

保有金の収支報告書の要旨

特定公職の候補者の氏名 木嶋孝明

公職の種類 県議会議員(候補者等)

報告年月日 昭和59年12月5日

保有金の収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円